

東彼杵町結婚新生活支援事業について

東彼杵町内の「民間賃貸住宅」に、これからお住まいの新婚さんへ家賃の一部を補助します！

1 対象者

以下の（１）～（６）の要件を全て満たす必要があります。

- （１）認定申請をする日が**婚姻届を提出した日から 1 年以内**の夫婦であって、**夫婦合わせた年齢が 80 歳未満**の夫婦、かつ**平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに町内の民間賃貸住宅等に契約をし、入居した世帯**。
- （２）新婚夫婦の両親・子ども以外の親族が同居していないこと。
- （３）生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- （４）家賃を滞納していないこと。
- （５）新婚夫婦が過去にこの制度の認定を受けていないこと。
- （６）世帯員全員が法律に規定する暴力団員または警察当局からの排除要請のある者でないこと。

2 対象住宅

東彼杵町内の「民間賃貸住宅」を対象とします。一般公営住宅や、社宅、官舎、寮などの給与住宅は対象となりません。また、新婚夫婦の両親・子どもが所有している住宅は補助対象外としていますのでご注意ください。

※必ず新婚夫婦のどちらかが契約を結んだ住宅でなければなりません。

※町営住宅にお住まいの場合、**蔵本 A 団地・千綿団地・下川団地・駄地団地・白井川団地・蔵本 B 団地・そのぎステーションハイツは対象外**です。

3 補助額

- ・最大で月額 2 万円、24 ヶ月分補助します。
- ・住宅手当の支給を受けている方の場合、家賃から住宅手当を除いた額を補助します。また、家賃が 2 万円に満たない場合は家賃負担額を補助します。（千円未満は切り捨て）

※家賃には公益費、管理費、駐車場使用料、その他の住居以外の費用は含みません。

（例）

	月額家賃	住宅手当	実質家賃負担額	月額補助額
A さんの場合	50,000 円	10,000 円	40,000 円	20,000 円
B さんの場合	20,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
C さんの場合	8,500 円	0 円	8,500 円	8,000 円

4 補助金交付対象期間及び交付時期

	申請した年	2 年目	3 年目
補助金交付対象期間	補助開始月からその年の 12 月までの入居月数	1 月から 12 月までの入居月数	24 ヶ月に達しない場合、残りの補助対象月分
交付時期	翌年の 1 月～3 月	翌年の 1 月～3 月	翌年の 1 月～3 月

5 申請手続きの流れ・必要書類

①補助金受給資格認定申請

補助金の受給を希望される新婚夫婦が、この制度の対象となるか審査をします。
申請書(様式第1号)を提出していただき、審査後、認定の可否を文書にて通知します。

<提出書類>

- ・東彼杵町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書(様式第1号) 1枚
- ・世帯全員の住民票の写し 1枚
- ・新婚夫婦の戸籍謄本または婚姻届受理証明書 1枚
- ・賃貸借契約書の写し 1枚



②補助金交付申請

①で認定を受けた方は、交付申請書(様式第3号)を提出していただきます。
申請書提出後、交付の可否・交付決定額を文書にて通知します。
※交付申請書は毎年1月に個別送付いたします。

<提出書類>

- ・東彼杵町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第3号) 1枚
- ・家賃を支払ったことを証明できる書類(家賃領収書の写しなど) 1枚
- ・住宅手当支給証明書 1枚
- ・世帯全員の所得証明書 1枚



③補助金支払請求

②で交付決定を受けた方は、支払請求書(様式第6号)を提出していただきます。
※支払請求書は個別送付いたします。

<提出書類>

- ・東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金支払請求書(様式第6号) 1枚



④補助金の交付

支払請求書にて指定された振込先に補助金が振り込まれます。

6 お問い合わせ先

東彼杵町役場 まちづくり課 企画係 TEL:0957-46-1286 Mail:kikaku@town.higashisonogi.lg.jp